

王滝村簡易排水事業経営戦略

計画期間：令和2年度～令和11年度（10ヵ年）

令和元年12月

目次

1. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	4
2. 将来の事業環境	10
(1) 処理区域内人口の予測	10
(2) 汚水処理需要の予測	11
(3) 使用料収入の見通し	12
(4) 施設の見通し	13
(5) 組織の見通し	14
3. 経営の基本方針	15
4. 投資・財政計画（収支計画）	16
(1) 投資・財政計画（収支計画）	16
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	16
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	19
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	20
資料 用語解説	21
別紙1 投資・財政計画（収支計画）	25
別紙2 経営比較分析表	27

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

- ・ 供用開始年度（供用開始後年数）
平成6年6月10日（供用開始後24年経過）
- ・ 法適（全部適用・一部適用）、非適の区分
非適
- ・ 処理区域内人口密度
5.8人/ha
- ・ 流域下水道等への接続の有無
無し
- ・ 処理区域数
1 処理区
- ・ 処理場数
6 カ所
- ・ 広域化・共同化・最適化の実施状況
無し

② 使用料

- ・ 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

10 m³までの使用料を含んだ基本使用料と10m³ を超える使用量に応じて賦課する従量制料金を組み合わせた料金体系を採用しています。

基本料金（基本水量10m ³ ）	1,500円	
超過料金（1m ³ あたり）	10m ³ まで	150円
	11～30m ³ まで	170円
	31～50m ³ まで	190円
	51m ³ 以上	200円

※直近の料金改定年月日（消費税率の変更に伴うものを除く）は平成17年10月1日です。

- ・ 業務用使用料体系の概要・考え方

業務用の使用料体系はありません。

- ・ その他の使用料体系の概要・考え方

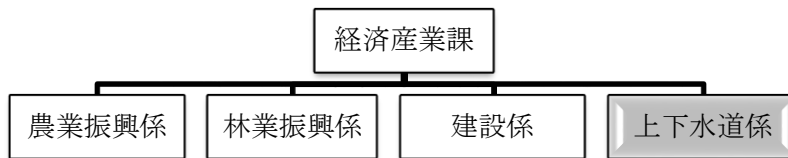
その他の使用量体系はありません。

③ 組織

- ・職員数

経済産業課 上下水道係 1名

- ・事業運営組織



簡易排水事業は経済産業課上下水道係が所管しています。

上下水道係の職員は、村営水道事業、おんたけ高原簡易水道、農業集落排水事業、小規模集落排水事業を兼務しています。

(2) 民間活力の活用等

①民間活用の状況

- ・民間委託（包括的民間委託を含む）

終末処理場の保守点検、使用料の計算委託を民間業者に委託しております。

- ・指定管理者制度

指定管理者制度の実績はありません。

- ・PPP・PFI

PPP・PFIの実績はありません。

②資産活用の状況

- ・エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

利用実績はありません。

- ・土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

未利用地や施設はありません。

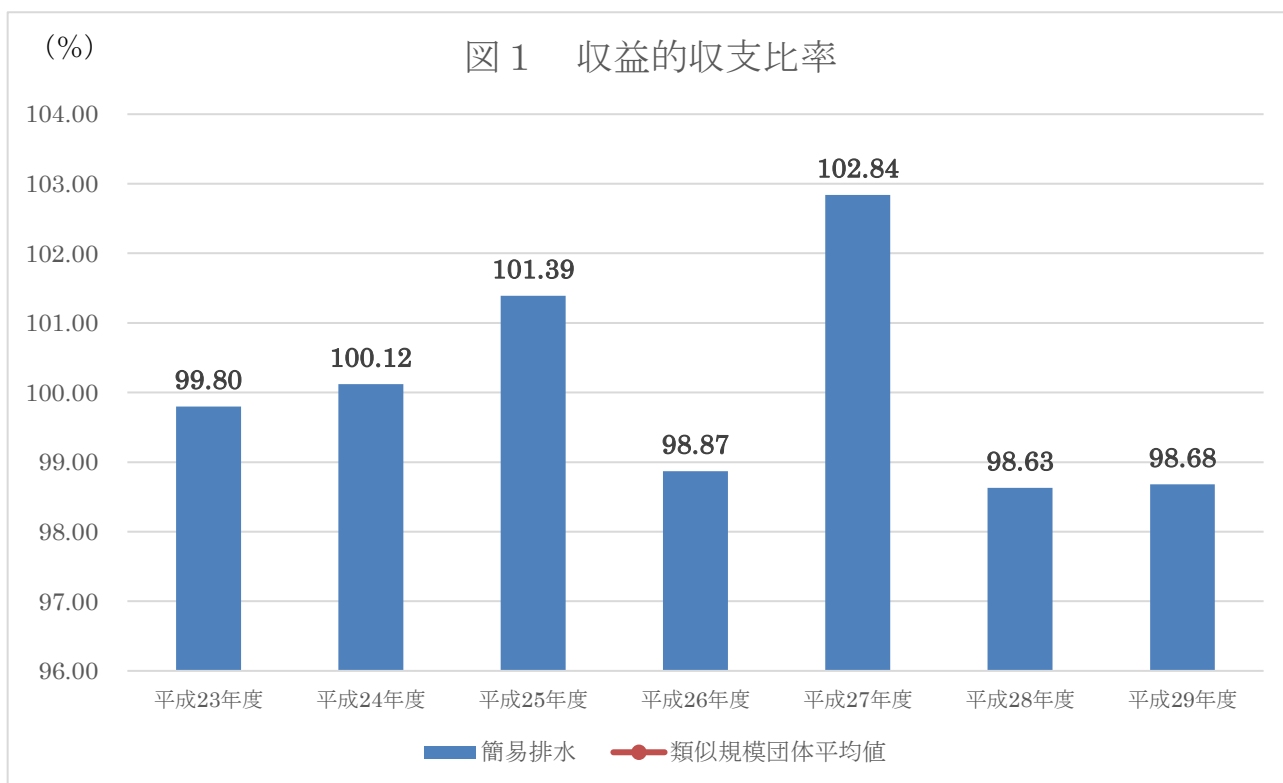
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

① 収益的収支比率

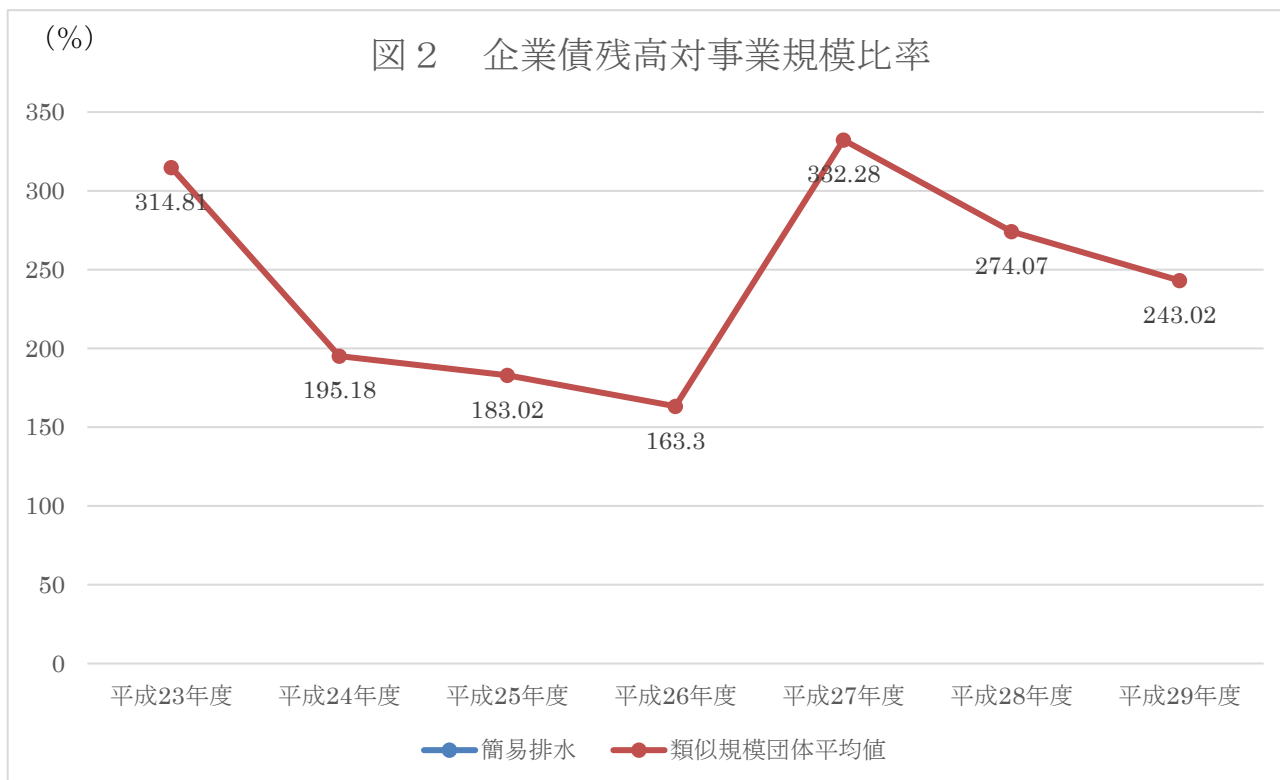
王滝村の簡易排水事業（以下、「簡易排水事業」といいます。）の収益的収支比率は98.68%（平成29年度末時点。王滝村の数値について以下同様）となっています。

数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字で、事業の運営に必要な費用を経常的な収益では賄えていないことを示しています。



② 企業債残高対事業規模比率

簡易排水事業は企業債残高がないため、企業債残高対事業規模比率は0%となっています。



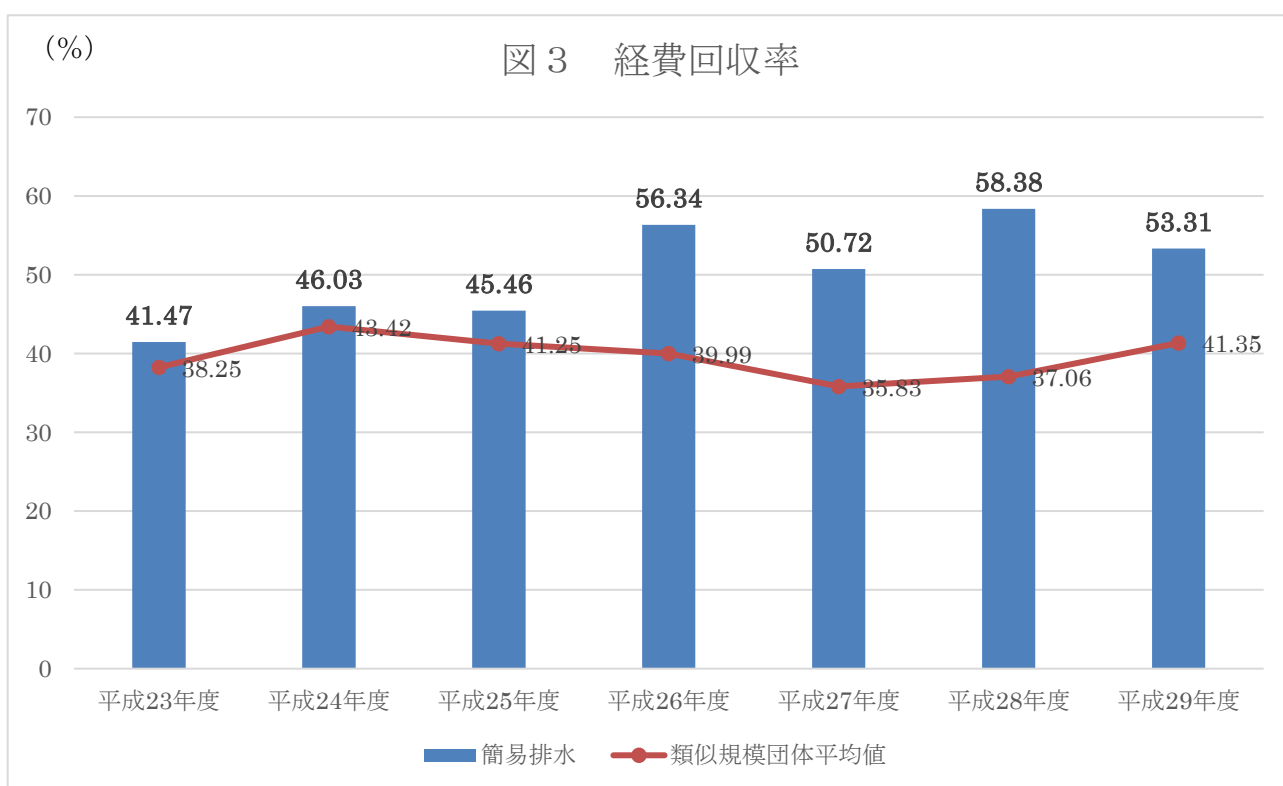
※企業債残高対事業規模比率は、企業債の残高から一般会計が負担する額を除いて算定されます。

③ 経費回収率

簡易排水事業の経費回収率は58.38%となっています。類似規模団体の平均より高い水準で推移しています。

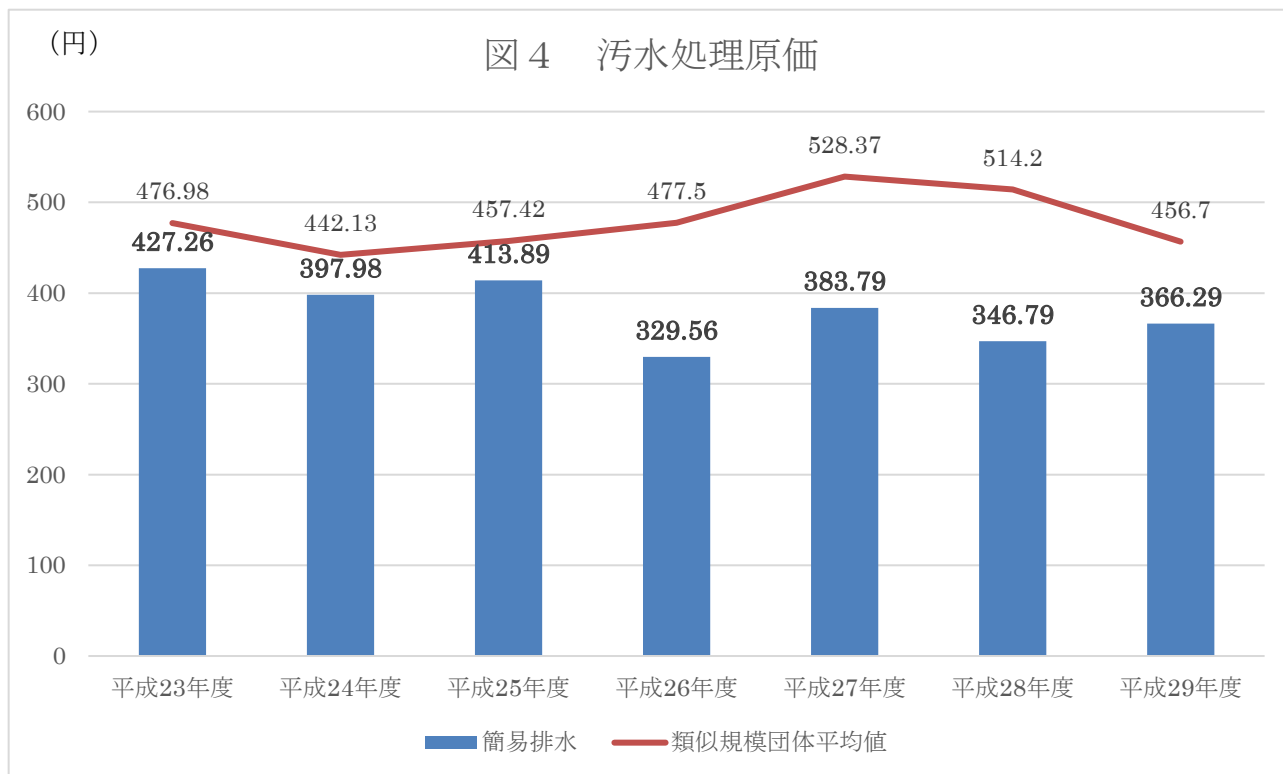
数値が100を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

不足分を一般会計からの繰入金で補てんしている状況ですが、厳しい財政状況の中、将来的には一般会計からの繰入金による補てんが難しくなることも考えれ、生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。



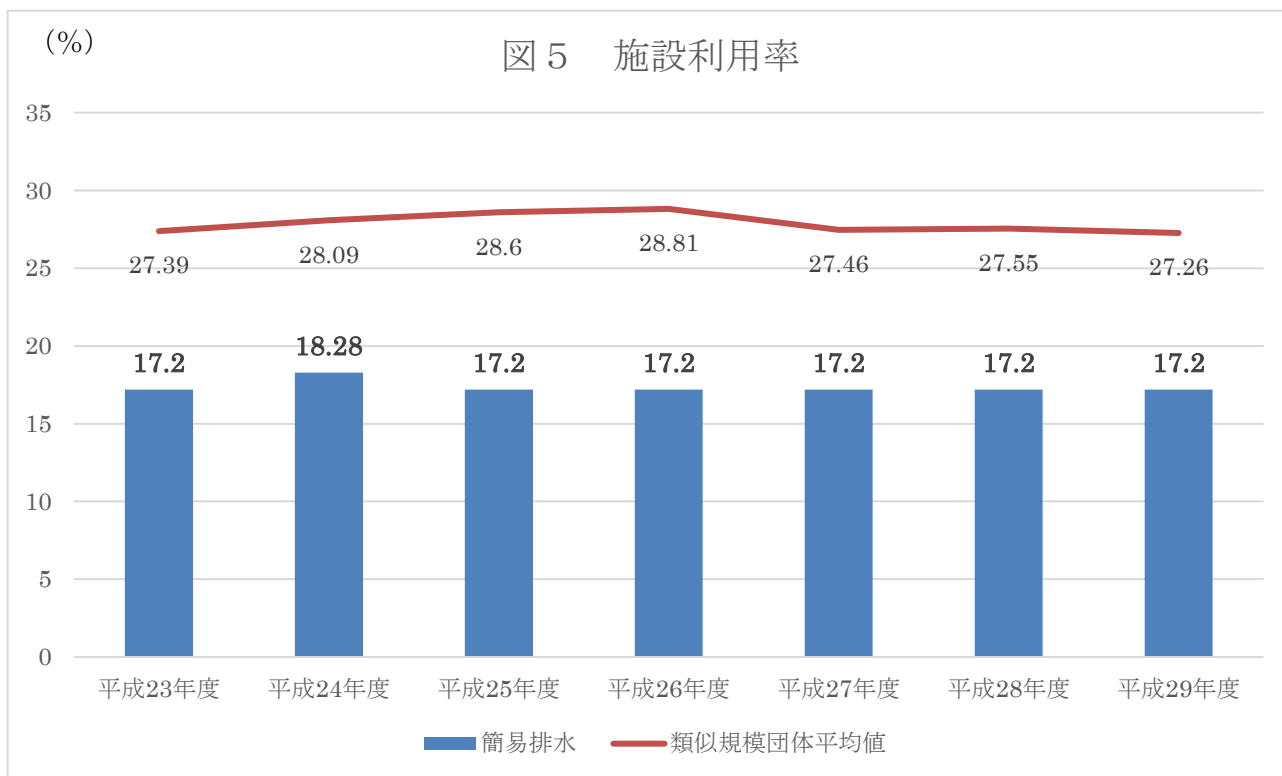
④ 汚水処理原価

簡易排水事業の汚水処理原価は366.29円で、類似団体の平均と比べると低い水準を維持しています。



⑤ 施設利用率

簡易排水事業の施設利用率は平成29年度では17.2%となっています。類似規模団体の平均と比べるとかなり低い水準です。



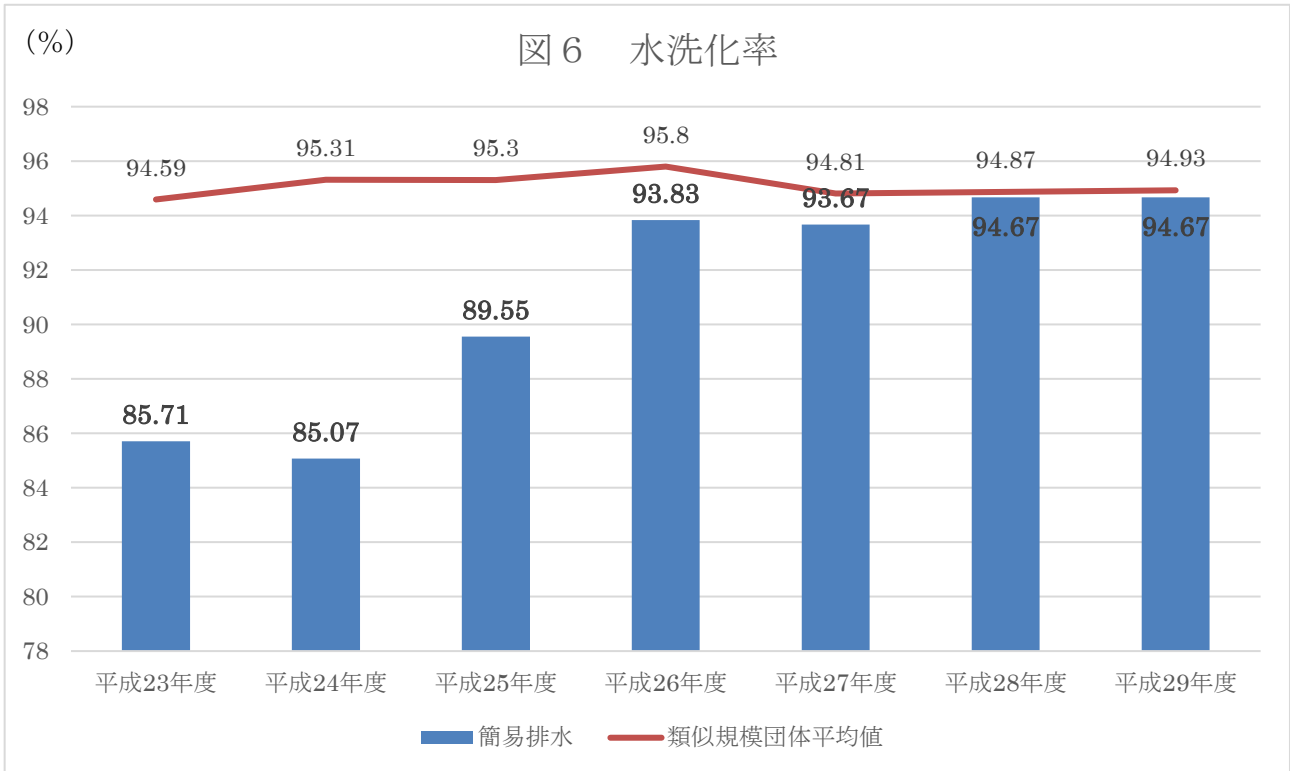
施設利用率は一般的には高い数値が望ましいですが、季節によって処理量に大きな変動がありますので最大処理水量を大きく下回らない施設規模となっている必要があります。なお、簡易排水事業では、概ね最大処理水量（21m³/日）が処理能力（93m³/日）の範囲内となっています。

⑥ 水洗化率

簡易排水事業の水洗化率は94.67%で、類似規模団体の平均と同水準です。

水洗化率は地域の水質保全や使用料収入の増加の観点からは100%であることが理想ですが、そのために新たに管渠を整備する必要があり、地理的要因等により整備に係る費用が莫大なものになることもあります。

将来の見込も踏まえて費用対効果を勘案の上、当該指標の向上に取り組む必要があります。



⑦ 管渠更新率について

簡易排水事業の管渠改善率は0%となっています。

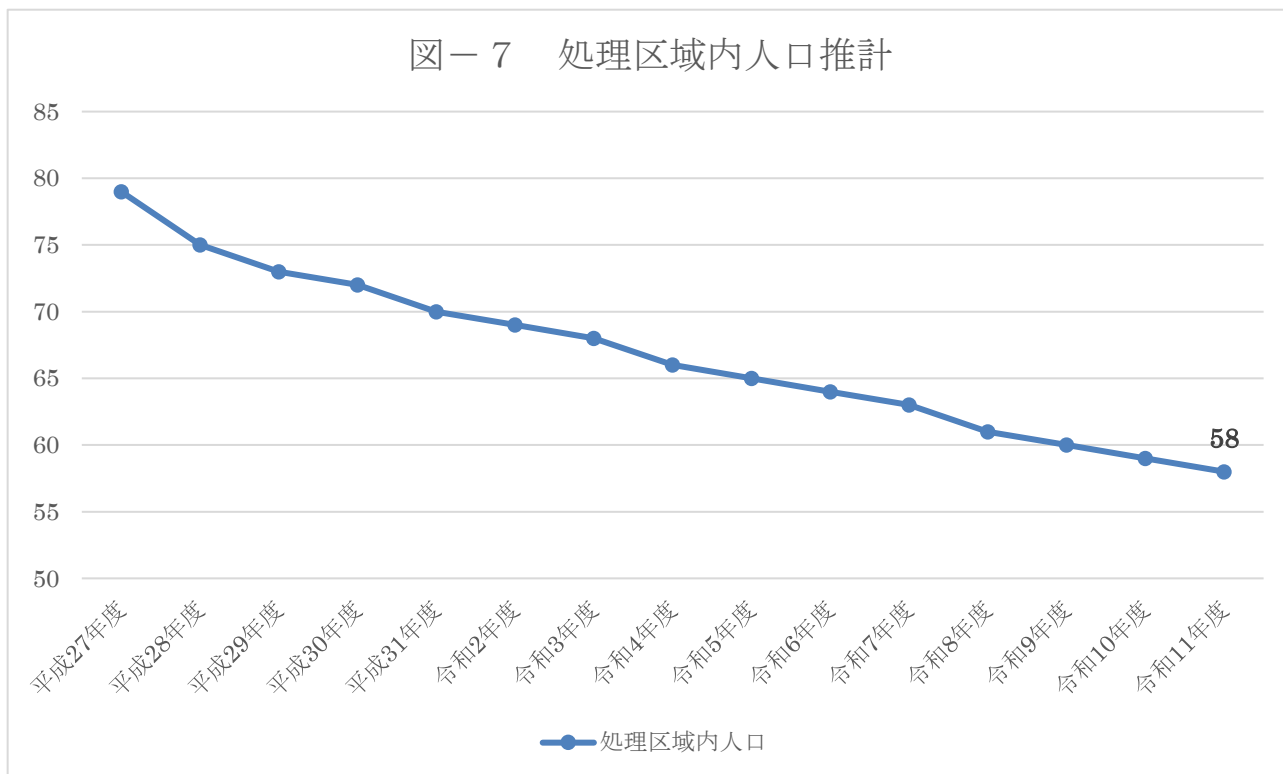
簡易排水事業の供用開始は平成6年度で供用開始から24年が経過しています。管路の法定耐用年数は40年のため耐用年数を経過した管渠がありません。

将来的には、老朽化した管渠について計画的に更新することや、更新投資を平準化するために事前予防的な管理による長寿命化を図る必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

王滝村人口ビジョンの人口推計を参考に処理区域内人口の変動を予測しています。



王滝村の人口は、令和元年12月1日現在では739人で減少傾向が続いています。

王滝村人口ビジョンでは、王滝村の人口は減少傾向が続くと推定しています。

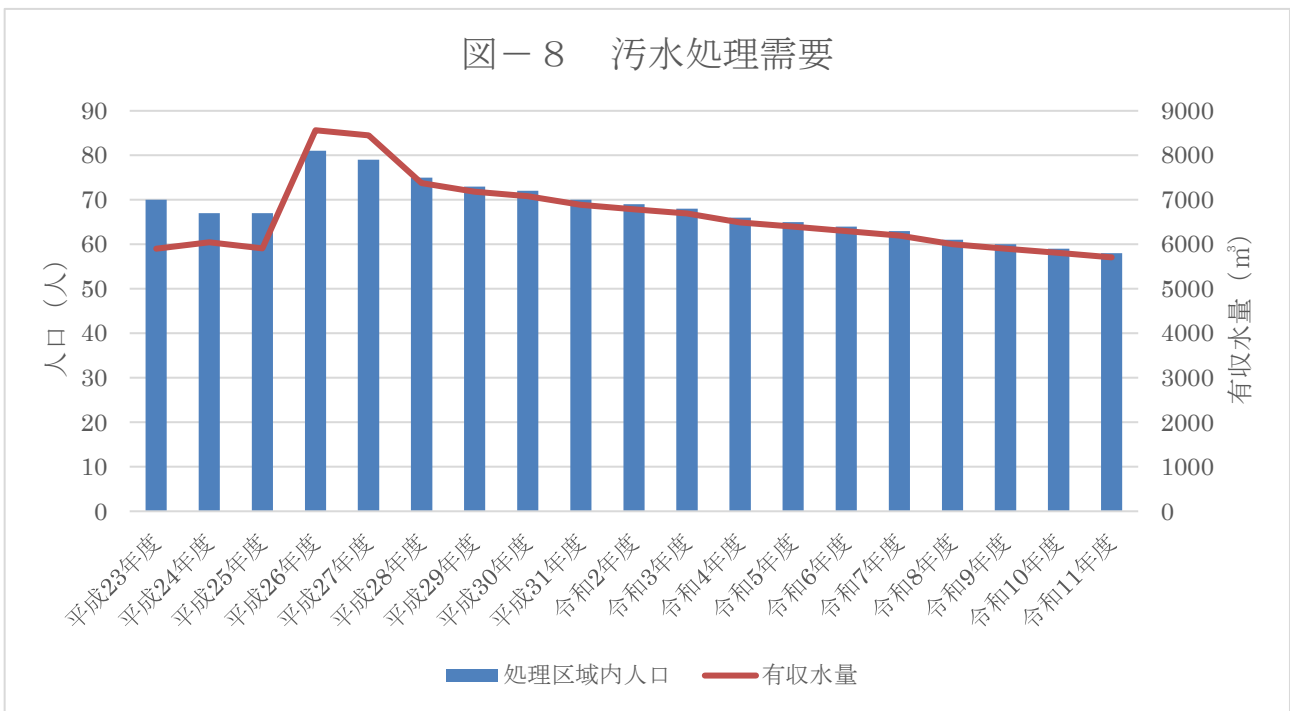
処理区域内人口も、王滝村人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定し、平成29年度では73人のところ、令和11年度では58人まで減少すると予測しています。

(2) 汚水処理需要の予測

過去の推移をみると、処理区域内人口の増減に伴い有収水量も変動しており、有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計を基に算定しました。

今後、処理区域内人口の減少傾向が続くと予測されることから、汚水処理需要も減少していくことが予測され、平成29年度の有収水量は7,182 m^3 のところ、令和11年度には5,706 m^3 まで減少することが見込まれます。

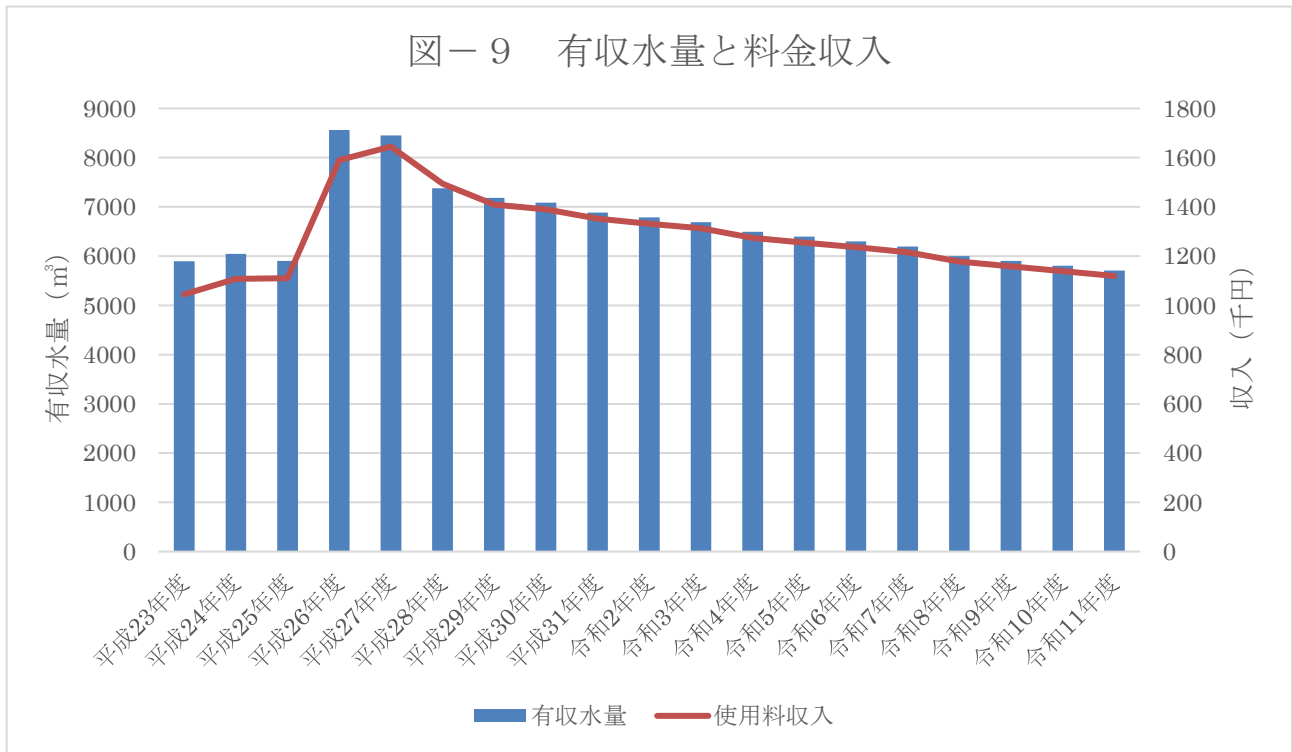
なお、水洗化率も有収水量に影響しますが、簡易排水事業の水洗化率は平成29年度で94.67%となっており、大幅な増加は想定できないため一定として有収水量を予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、料金改定が無い限りは有収水量に比例します。

そのため、使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量当りの平均使用料収入額等を加味して予測しています。



使用料収入の予想は、有収水量の予測に比例して減少する見込みとしています。

有収率、収納率は平成29年度の実績と変わらない見込みです。

使用料収入については今後も減少していくと想定され、簡易排水事業の維持のためには、料金水準を定期的に検討し、検討の結果によっては料金の見直しが必要です。

(4) 施設の見通し

平成6年度から供用開始し、現在、処理区域内の水洗化率は94.67%に達しています。

簡易排水事業で保有する主な施設は、終末処理施設6ヶ所、中継ポンプ場3ヶ所、下水管延長は約2kmとなっています。

資産種類別の総事業費は以下のとおりです。

(平成29年度末、単位：千円)

種類	総事業費
管渠	24,658
ポンプ場	
処理場	26,524
その他	4,354
合計	55,536

※平成29年度決算統計10表より作成

供用開始が平成6年で、24年が経過しています。今後10年間で更新が必要な施設・管渠はありません。

(5) 組織の見通し

現在、職員はすべて水道事業と下水道事業を兼務しており、既に最低限の人数で上下水道を運営しているため、当面、現在の体制で運営を続けていきます。

3. 経営の基本方針

<効率化・経営健全化のための取組方針>

①維持管理の合理化

施設の維持管理業務を外部に委託するなど、維持管理コスト削減の工夫をしてきましたが、引き続き維持管理の合理化に努めます。

②間接業務の合理化

料金の収納業務を、水道事業等と合わせて行うなど、これまでも間接業務の合理化に取り組んでまいりましたが、引き続き合理化に努めます。

③滞納整理

滞納が発生した場合には、適時に電話で催促したり、催告書で通知をしたりすることにより、未納金の防止に努めます。

④料金水準の定期的な見直し

適性な料金水準について定期的な検討を行い、必要に応じて料金体系の見直しを行います。

⑤建設費の抑制

より簡易な施設整備の可能性についても十分検討し、過大な設備投資を回避します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

更新が必要な設備・管路はなく、収支計画に建設改良費はありません。また、新たな設備の導入、管渠の布設の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

維持管理費は現状程度に留めていく予定です。

仮に今後大規模修繕など臨時的な費用が発生した場合は財源が不足します。一般会計からの繰入金で補填するか、事前に使用料を改定し、増加収入の中から積立を行うなどの対策が必要です。

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収入	2,830	2,825	2,825	2,820	2,820
料金収入	1,332	1,313	1,274	1,255	1,236
他会計繰入金	1,498	1,512	1,551	1,565	1,584
その他	-	-	-	-	-
資本的収入	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
他会計補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-

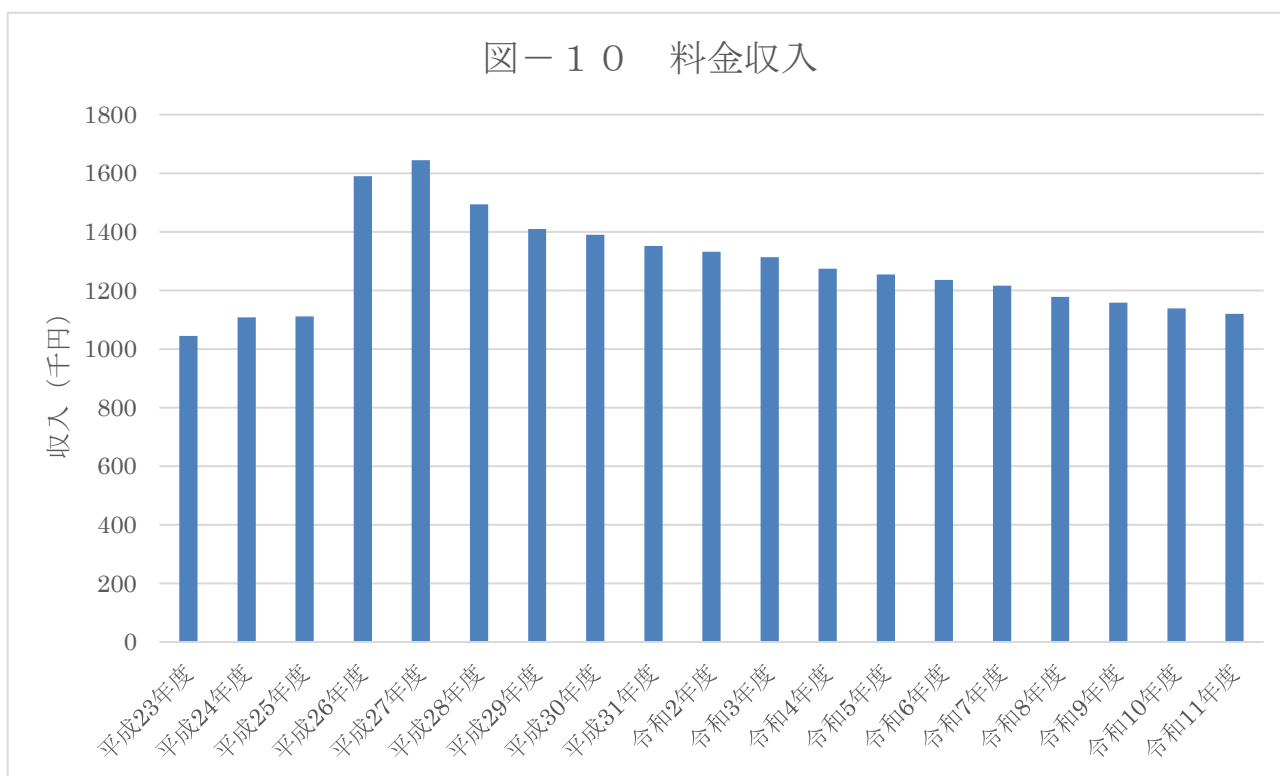
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入	2,815	2,815	2,810	2,810	2,810
料金収入	1,216	1,178	1,158	1,139	1,120
他会計繰入金	1,599	1,637	1,652	1,671	1,690
その他	-	-	-	-	-
資本的収入	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
他会計補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-

1. 使用料収入

給水人口推計や有収水量の見込み等により試算した結果です。

使用料収入については、簡易排水事業の水洗化率がほぼ100%に達していることから大幅な向上は見込めず、前述のとおり人口減少の影響を受けるものと予測されます。維持のためにいずれ料金の改定をせざるを得ないことが想定されます。

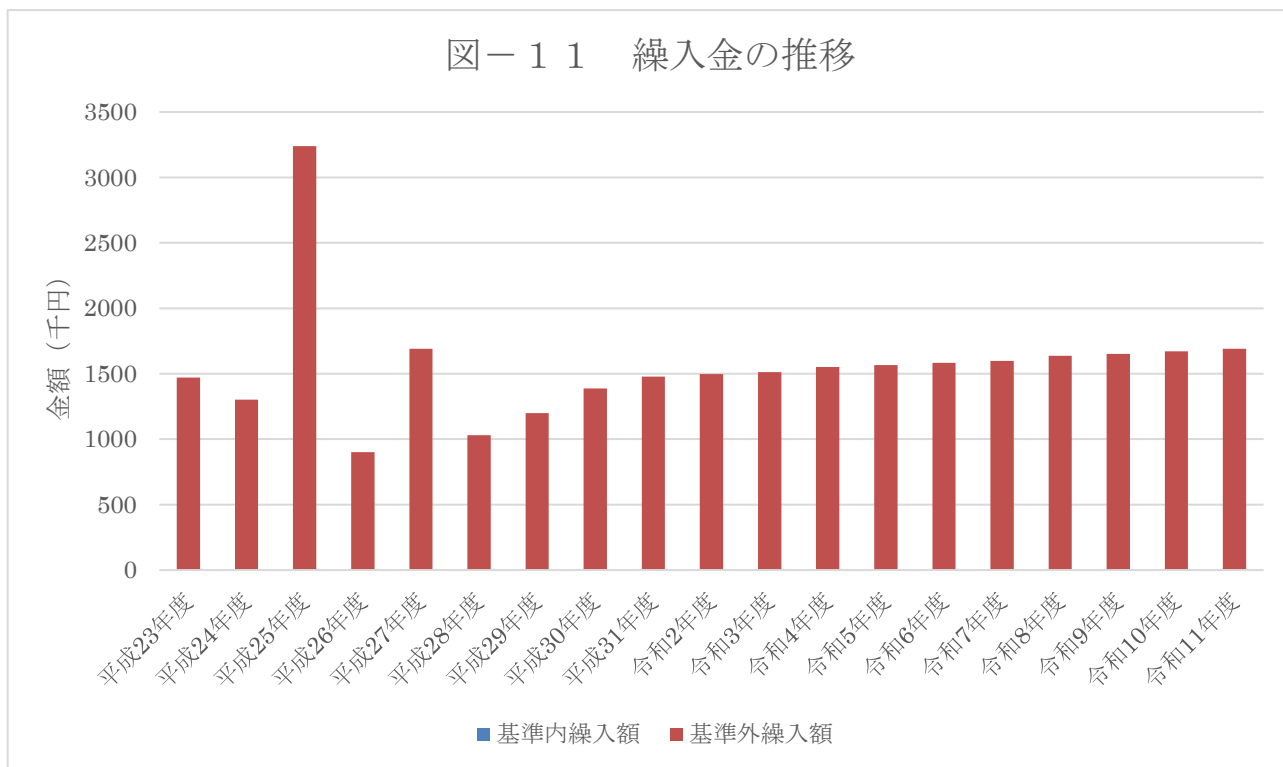
現時点での王滝村の料金単価は196.32円/m³です。



2. 一般会計繰入金

料金収入だけでは不足する財源を一般会計からの繰入金で賄います。

今後も、修繕等の計画外の経費が発生した場合は、財源が不足します。基準外の繰入金で財源を補てんする以外にも、事前に料金を改定して増加収入分で積立を行うことも検討の必要があります。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費については、簡易排水事業に負担させていません。

その他の経費については、必要最低限の額として、平成28年度から直近5年度の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

なお、将来の消費税の改正については、平成31年度から10%で試算をしています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

施設の新規投資、管渠の新規布設は予定していません。

既存の設備・管渠については、引き続き定期点検を行い、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施し、機能保全対策を検討していきます。

地震対策への取組は基幹管路や処理場施設の耐震診断を行い、施設の耐震診断等の結果を踏まえて、想定される被害への対策・対応について費用対効果の観点から検討し、必要な耐震化を進めます。

② 財源について検討状況等

継続して安定的なサービスが提供できるよう、料金の適正な水準について、定期的に検討を行い、必要に応じて料金の改定を行い健全な経営に努めます。

その際は、将来の更新需要に合わせた財源確保の方策や、独立採算制の原則の観点から公費負担に依存しない運営の在り方について検討することが必要です。

未納が発生した場合は、督促状の発送や催告書の発送、電話での催促や戸別訪問等によって滞納金の防止に努めます。

未水洗家屋の訪問指導などにより、水洗化率の向上に努めます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

現在、施設運転維持管理業務の民間委託を行っていますが、その他の業務についても、維持管理の質に留意しつつ、維持管理業務のうち委託可能なものについても、民間業者の活用を検討する必要があります。

P F I等の活用については、受託水道業務技術管理者の資格を持った会社や、業務を包括的に実施できる組織が近隣に存在しないので難しい状況です。

簡易排水事業には人件費を負担させていませんので、人員削減による経費削減効果はありません。なお、上下水道系の職員は複数の業務を兼務している状況であり、これ以上の削減は難しい状況です。

周辺市町村との維持管理業務の一括発注や管理業務の共同処理の可能性を検討する必要があります。

維持管理の効率化による経費の抑制を図るため、保守点検水質検査の頻度の見直し等の省力化に取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していきます。

以上

用語解説

用語	説明
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
一般会計	歳入・歳出のうち、地方公共団体の行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計をいう。
汚水処理原価	汚水処理費（公費負担分除く）÷年間有収水量[円/㎡] 有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。
管渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管渠更新率	$(\text{当該年度に更新した管渠延長} \div \text{管渠延長}) \times 100$ 当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。
管路の耐震化率	$\text{耐震管延長} / \text{管路延長} \times 100$ 管路延長に対する耐震管の延長を表す指標。
基準外繰入	公益性の観点から、一般会計から水道事業に繰り出す経費（繰入金）のうち、総務省が示す繰出基準に合致しない経費。
企業債（地方債）	地方公営企業が事業資金に当てるために国等から調達する長期の借入金。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
企業債残高対事業規模比率	$(\text{企業債現在高合計} \div \text{給水収益}) \times 100$ 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
行政区域内人口	行政を行う上での地域の区分内での住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を主な構成要素とする。
経費回収率	$(\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理量（公費負担分を除く）}) \times 100$ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。
下水道普及率	$(\text{処理区域内人口} \div \text{行政区域内人口}) \times 100$ 区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合で、下水道普及状況を示す。
下水道汚泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することによって、脱水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。
下水道資源	下水道の処理水や汚泥には、熱やエネルギー等の資源として有効利用できる

	るものが含まれているため、下水道資源として利用されている。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
施設利用率	$(\text{一日平均配水量} \div \text{一日配水能力}) \times 100$ 一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
受益者負担金	下水道管がひかれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用。
収益的収支	下水道事業の営業活動に伴って発生する収入と支出のこと。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入のこと。
収益的収支比率	$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$ 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
処理区域内人口	下水道の計画区域内の人口。下水道計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
水洗化率	$(\text{現在水洗処理便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口}) \times 100$ 下水道を整備した区域において、水洗便所等の設置により下水道を利用している人口の割合を表した指標である。
耐震化、地震対策	地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保すること、また、施設の耐震性を確保する対策をいう。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数をいう。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
ダウンサイジング	需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
耐震化率・耐震適合率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合。 耐震適合率とは、管渠の総延長に対して、耐震適合性のある管路の延長が、どの程度あるのかを示す割合。
農業集落排水事業	農業集落地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的とした、下水処理事業のひとつ。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これら

	の侵入水のことをいう。
類似規模団体平均	下水処理形態、法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のことをいう。
有収水量	下水道使用料の対象となった水量。
有収率	(年間総有収水量÷年間総配水量) × 100 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。P F Iとの違いは、P F Iは公共が基本的な企画計画をつくること、P P Pでは企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっている。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				令和2年度									
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 33											
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	36	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた地会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
(P)-(Q)	赤 字 (S)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	1,292	1,352	1,332	1,313	1,274	1,255	1,236	1,216	1,178	1,158	1,139	1,120
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)	1,292	1,352	1,332	1,313	1,274	1,255	1,236	1,216	1,178	1,158	1,139	1,120
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		1,458	1,478	1,498	1,512	1,551	1,565	1,584	1,599	1,637	1,652	1,671	1,690
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		1,458	1,478	1,498	1,512	1,551	1,565	1,584	1,599	1,637	1,652	1,671	1,690
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		1,458	1,478	1,498	1,512	1,551	1,565	1,584	1,599	1,637	1,652	1,671	1,690